

會學濟經學大國帝都京

經 濟 論 叢

號 四 第 卷 七 十 四 第

行 發 日 一 月 十 年 三 十 和 昭

論 叢

三通小考

法學博士 財部 靜治

起債増稅比較論

經濟學博士 汐見 三郎

土地利用組合の一つの型

經濟學博士 八木芳之助

時 論

中支法幣對策

經濟學博士 飯島 幡司

支那法幣の發行銀行

十龜 盛次

研 究

我國産業革命の始期

經濟學士 堀 江 保藏

カール・メンガーの社會政策學批判

經濟學士 白杉庄一郎

ミユルダールの經濟變動理論

經濟學士 青山 秀夫

說 苑

軍需工業に對する國家統制

經濟學士 大塚 一朗

臨時地方財政補給金の一考察

經濟學士 田 杉 競

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

(禁 轉 載)

起債増税比較論

汐見三郎

第一問題の出発點

世界大戰直後即ち大正八年三月に大藏省臨時調査局金融部は「世界戦争に於ける戦費及財源要覽」を公けにした。其の一表に於て、世界大戰に要したる各國の戦費の財源を軍事資金、政府一時借入金、内外大藏省證券、内外國庫債券、内外長期公債、新税及増税、其の他に分つてゐる。¹⁾ 英、佛、米、伊、露、獨の分を集め、更に新税及増税財源が公債財源に占むる比率を示すと次の如くである。

	軍事資金	政府一時借入金	内外大藏省證券	内外國庫債券	内外長期公債	新税及増税	其他	調達財源合計	新税及増税が公債に占むる百分比
英 (百萬磅)	—	三四五	一一三	二、二七七	一、九三三	一、七三三	八〇七	七、五〇六	三
佛 (百萬法)	—	一九、四五	三九、八七四	六七七	六、四四四	—	一三、一〇七	二五、三三二	—
米 (百萬弗)	—	—	—	九三三	一、六〇七	四、三三三	—	三、〇九五	三
伊 (百萬利)	—	五、八四四	二、七三六	二、九三三	一四、一七七	三、九〇五	五、〇九五	四、六八三	二
露 (百萬留)	—	—	一五、一六七	九五〇	一三、〇一八	一、五二五	六、八七七	二七、五三八	五
獨 (百萬麻)	三〇〇	—	一〇、七九九	九六、九四四	—	一、一三四	三、二六四	一一、一三四	九

嚴密なる統計學上の問題は暫く措き本表を其儘に信ずると、戦費財源の中で最も目立つのは公債と新税及増税

1) 大藏大臣官房財政經濟調査課編纂、世界戦争各國戦費及財源要覽 161頁。

とである。佛國が新增税を行つたに拘らず逆に収入の減少を見たる極端なる場合は別問題として、英國の増税額が大なるに反し（増税が起債の二十一パーセント）、獨逸の増税額が起債額に比し小なる事（増税が起債の九パーセント）が目につくのである。

北支事件が勃發し支那事變に擴大するに及び賀屋大藏大臣は臨時軍事費特別會計の財源七十四億二千六百六十六萬圓の中で公債金に六十八億八千七百五十四萬圓を求め、四億四千五百五十三萬圓（一般會計と關東局、臺灣總督府、朝鮮總督府、樺太廳の各特別會計とより繰入、北支事件特別税）を租税より、五千六百萬圓（帝國鐵道特別會計、通信事業特別會計より繰入）を官業收入より仰いでゐる。租税は公債金の六パーセントに當つてゐる。只今までの所では臨時軍事費特別會計が豫定より經費を少くし従つて起債額も少くなる筈である。逆に増税額は豫想以上の自然増收を齎す筈である。結局の所は増税額は起債額の十パーセント近くになるかも知れない。

當局の説明によれば、國債の消化が順調に進み、起債を主とする財源調達方法が些の副作用をも財界に齎してゐないと云ふのである。問題は寧ろ今後に存してゐる。昭和十四年度豫算を編成するに當り從來通りの比率で起債と増税とを併行さして行つて宜いものであらうか、或は起債一本槍で進んで行くべきか、又は増税に主力を注ぐべきであらうか。此等の問題は時局の當面の必要に應じ之を定むべく決して公式論的に解決すべきで無いかも知れない。然し日本財政に課せられたる此種の大問題を決するに當つては、臨機應變の處置の外に先づ根本方針を樹立し之に基いて進む事が何よりも大切である。これ經費支辨の法則とか増税論と起債論と増税起債併用論と云ふが如き一見迂遠なる學說を歴史的に配列し、以て時局に對する心構を定むる資料たらしむる所以である。

第二 經費支辨の法則と戰費

經費と收入とを見くらべて將來の見透しをつけて行く事が國家財政にとり最も必要な事である。經費支辨の法則は恰も此種の研究であつて財政全體を指導して行く原理を定めんとするのである。戰爭の現實が國際公法の原理を變改するが如く戰時財政の實情が經費支辨の法則を規定して行くのであつて、經費支辨の法則が戰時財政を導いて行くものでないと云ふ議論も行はれてゐる。國際公法が國內法の如き強制力を持たないが如く、經費支辨の法則は往々にして無視せられ勝ちである。然し此事は經費支辨の法則を全面的に否定する事とならない。經費支辨の法則なるものは存在してゐるのであるが、種々の事情の爲めに其の働きが一部停止せられてゐる迄である。而して經費支辨の法則を全く無視した財政は餘程の特殊事情が無い限り好都合に動かないのである。

經費支辨の法則について先づ注意すべきは、國家の歳出を經常費と臨時費とに分つ事と國家の歳入を經常收入と臨時收入とに分つ事とが前提となつてゐる。但し臨時費なる言葉については議論があり、不規則的經費と云ふ言葉を用ひる學者もある。現代國家に於て經常收入の大宗は租税であり、臨時收入の主なるものは公債である。換言すれば、歳入と歳出とが形式的に於て均衡を保つてゐる事で満足すべきで無く、經常費及び臨時費の内容に従つて租税と公債とが調和をとつてゐるかどうかが問題となる。經費支辨の法則の一例としてモル Moll の四原則を擧げると次の如くである。²⁾

第一、經常費 *ordentliche Ausgaben* (官吏の俸給公債の利子等) は經常收入によつて支辨せらるべきである。

2) Bruno Moll: Lehrbuch der Finanzwissenschaft. S. 108-113.

第二、經常費ならば一時的のものにても *ordentliche-einnalige Ausgaben* (建造物、船舶の修繕割當等) 經常收入にて支辨すべし。

第三、不規則的にして非収益性の經費 *irreguläre nicht rentable Ausgaben* (災害復舊費、戰費等) は經常收入を以て支辨すべし。

第四、不規則的にして収益性ある經費 *irreguläre rentable (werbende) Ausgaben* (鐵道建設費等) は臨時收入 (公債) にて支辨しても差支なし。

と云ふのである。以上四つの法則は原則的には承認せられたものであつて、現に獨逸國憲法第八十七條には次の規定が設けられてゐるのである。

獨逸國憲法第八十七條 國債ハ非常ノ需要アル場合ニ限り且成ルヘク生産事業ノ經費ニ充ツル爲ニ之ヲ起スコトヲ得 (Im Wege des Kredits dürfen Geldmittel nur bei ausserordentlichem Bedarf und in der Regel nur für Ausgaben zu verbenden Zwecken beschafft werden)

然しモルの四法則を仔細に分析して來ると、議論が出てくるのである。現代國家財政は國防、法務、教育、福利施設等の國家で無ければ出來ぬ仕事に關係してゐるが、同時に私經濟と共通して官有財産を有し官業を營むと云ふ収益性の方面にも手を伸ばしてゐる。公債か租税かの議論は國家でなければ出來ぬ仕事だけに限り、官有財産官業と云ふが如き別の範疇に屬する部門については之を問題の外に置くべしと云ふのである³⁾。此の理論を推し進めて行くと、「収益性ある經費」を問題としてゐるモルの第四法則は經費支辨の法則より脱落するのである。

3) Englis; Die öffentlichen Anleihen (Handbuch der Finanzwissenschaft I. S. 326-328).

經費支辨の法則として最も無難なるは第一の「經常費は經常收入によつて支辨せらるべきである」の法則であつて、本法則については問題がない。第二の法則も、形式的には臨時費となつてゐても實質的には經常費に屬するものは經常收入で之を支辨すべしと云ふのであつて、第一の法則の擴張として承認せられてゐる。經費支辨の法則として、學者が「經常費は經常收入にて支辨すべし」とか「經常收入は經常費を支辨するを以て最下限とす」とか云ふのは此の考に基いてゐる。

かくて第四法則は國家財政固有の領分以外のものとして一應は別に之を考へ、第一法則と第二法則とは定説として之を承認する事となるから、残りは第三の法則である。

經費支辨の法則は平時には餘り用の無いものである。自明の理として遵守し得られるからである。非常時に入つて始めて役立つ事となる、時局の必要に迫られ往々にして破られる虞があるからである。第三の法則で最も大切なのは戰費である。戰費を専ら經常收入で支辨すべしと云ふ事は現實の事情が之を許さず勢ひ公債に依存する事となる。コルム Colm の如きは、戰時財政は經常費すら臨時收入で支辨する事實のある事を擧げてゐる程である。4) どうかと云つて最狹義の戰費を公債で賄ふ事は之を許すとしても最廣義の戰費まで公債で支辨する事となると、公債政策それ自體が行詰る虞がある。

モルの第三法則は之を其儘に承認する事が出来ない。特に戰費を支辨するに起債を以てするか増税を以てするかは財政學者に於て古くより争はれたる問題である。以下、増税論と起債論との代表的意見の輪廓を明かにしたい。尙、起債については専ら内國債に問題を限り外國債に關しては原則として之に觸れない。

4) Gerhard Colm; War Finance (Encyclopaedia of Social Sciences, Vol. 15).

第三 増税論と起債論

戦費支辨の財源として先づ考へられたのは戦争準備金と公債との比較論であつて過去の學界に於て相當の波紋を投げたものである。戦争準備金の最近の實例として此世界大戰當時に於ける獨逸の帝國軍資金三億餘麻を擧げる事が出来るが、其れ以外に於ては大した財源となつてゐない。即ち戦争準備金と公債との選擇論は過去に屬し現實の問題としては戦費の財源を専ら起債に求むべしと云ふ起債論と戦費を新增税で賄ふべしと云ふ増税論とが對立してゐるのである。

増税論の代表的の學者として先づ擧ぐべきはリカアドウ Ricardo の公債論 *Essay on the funding system* である。本論文は千八百二十年に *Encyclopaedia Britannica* の第六版に寄稿せられたものである。當時の英國に於て此戦費を支辨する爲めの公債山積し其の公債が英國の經濟生活に重大なる弊害を與へたる事を痛感し、リカアドウが公債論を公けにしたのである。本論文は先づ十八世紀より十九世紀に至る英國財政につき周密なる描寫を試み、更に山積する公債を償還する爲めに英國が講じたる無數の對策を説明し且つ之に對し鋭い批判の筆を加へてゐる。彼に従へば、戦費は必ず新增税により支辨すべく此間に何等の妥協をも許さないのである。即ち、借りると云ふ事は永遠に缺損を残すものであつて、金利を引上げ勞賃を引下げる結果を齎す。一國の經費を私經費と公經費とに分つべくんば増税は私經費を減じ公經費を増す唯一の方法なりと云ふ事が出来る。もし此際に私經費を減ずる事が出来なければ、必然的に貧窮が訪れるものとシラスが説明を加へてゐる。リカアドウの學說から最

5) J. R. McCulloch, ESQ.; *The Works of David Ricardo, ESQ., M. P.* p. 513-548.
邦譯はリカアドウ軍事公債論(三田村一郎、井手文雄共譯)にして獨逸譯は *Das Staatsschuldenproblem* (K. Diehl u. P. Mombert の經濟學教科書第十六卷) に收められてゐる。

も強い影響を受けた實際政治家はグラッドストーン Gladstone であつて、⁶⁾ リカアドウの理論を或程度まで實踐にうつしたと云はれてゐる。尙、注目すべきはバステール Bastable の如き近代の財政學者がリカアドウ流の考を持ち之を主張してゐる事である。⁷⁾

リカアドウの増税論と反對の立場をとるものとしてデイーチエル Dietzel の起債論を擧げねばならぬ。彼の所説は千八百五十五年に公けにせられた公債制度論に示されてゐるのである。⁸⁾ デイーチエルは起債に關し凡ての點に樂觀的見解を持してゐる。彼に従へば、本來ならば生産的に働く資本が起債によつて減却せしめられると云ふが如き事は有り得ないと云ふのである。否、文化の高度に發達した國に於ては公債制度は經濟上必然的に生ずる産物であつて公債なくしては健全なる進歩を期し難いのである。即ち、起債行爲があると個人經濟に於て用途を見出さざる現存の遊資又は之が動機となつて新たに生じたる遊資が共同經濟に移され、之によつて個人經濟にては満足し得ざる欲望を満たす所の國民的固定資本(無形資本)が作られるのである。若し起債が無ければ遊資は失はるか又は利用せらるゝ事少く、新たに資本の發生を見ることが無い。従つて起債は國民經濟に最も有益にして且つ正當なるものである。此の資本によりて國民的固定資本が作らるゝが故に資本の減却にあらずして再生産であると云ふのである。要するに公債は國富を害せざるのみか起債の方法宜しきを得ば國富の躍進的發展を促す事となる。

デイーチエルは決して凡ての經費を公債で賄ふべしと云ふのではなく「經常費は租税にて支辨すべし」と云ふ第一法則と「臨時費は國債にて支辨すべし」と云ふ第二法則とを掲げてゐるのであつて、公債が問題となるのは専ら臨

6) Shirras; Science of Public Finance p. 160, 790.

7) Bastable; Public Finance, p. 670-671.

8) Carl Dietzel; Das System der Staatsanleihen.

鹽見眞澄; デイーチエルの公債論(經濟論叢第三十四卷第四號)

島恭彦; デイーチエル公債論の發展(經濟論叢第四十卷第一號)

時費についてである。臨時費支辨方法として彼の考に上つてゐたのは準備金と増税と起債との三つであるが、準備金を積立てる事は不必要にして有害にして不充分なりとして之を却け、増税と起債とを比較する事となつたのである。結局、起債の方法による事が單に許さるべしと云ふに止まらず多くの場合に有利であり必要であると云つてゐる。國防費について見るに、經常的國防費例へば兵力維持費と臨時的國防費例へば直接戰費とを分つ事が出来る。前者は第一法則に基き租税より支辨し、後者は第二法則に基き公債にて支辨すべしと云ふのである。かくてデイーチエルは公債に相當の意義を認め、租税制度と共に——公債を體系づける事によつて——公債制度を樹立する事の必要を説いてゐる。

デイーチエルの見解はリカアドウと全く對照的の立場に立つてゐるのであるが、特に此際に注意すべきは凡ての經費を公債にて支辨せよと云ふのではなく、臨時費は之を公債にて賄へよ云ふのである。現に第二法則「臨時費は國債にて支辨すべし」の次に「かくして起したる國債の利子は課税にて支拂ふべし」と附加し、公債發行の限度を示してゐる。戰費について見れば、「戰費は公債にて支辨すべし」と云つてゐるが、同時に「戰債の利子は租税にて之を支拂ふべし」と云ふ事になつてゐる。

第四 増税起債併用論

戰費を増税に仰ぐべしと云ふ議論の代表者としてリカアドウを挙げ、戰費の財源は起債に求むべしと云ふ學說としてデイーチエルの公債制度論を掲げたのであるが、事實は増税起債併用により戰費が賄はれてゐるのであり

又近代の學者の多くは起債租税併用論を支持してゐるのである。

現にアダム・スミス Adam Smith の如きは資本滅却論、産業打撃論、國家衰微論並に國家破産論を唱へる事によつて公債悲觀論の代表者となつてゐるが、戦費支辨の實情に直面しては起債の止むなきを認めざるを得ないのである。此の意味に於てシツラス Shirras はスミスを増税萬能者でもなく起債萬能論者でもなく兩者の何れにも屬すると云ひ、國富論より次の文句を引用してゐる。曰く「平時に節儉を缺けば戦時に際し負債を起す必要が迫る。されば一朝戦争の勃發するや、平時の經常費支持上要する處の外には國庫に少しも貨幣の剩餘がない。戦時には平時の右經常費の三、四倍の經費が國防上必要となる、従つて平時の經常收入よりも三、四倍の收入を要することになつてくる。そこで國家元首はその經費の膨脹に應じてその收入を増大する直接の手段を有する——有する如うなことは殆んどないが、假りに是を有つものと假定して置いても、而もこの増收を汲出す可き源としての租税收入は、その課税後恐らく十乃至十二ヶ月後に到る迄では國庫に這入り始めなからう。然るに戦争勃發の瞬間から、いな寧ろ戦争の將に勃發するらしい様子あるその瞬間から、既に陸軍は兵員の増加を要し、海軍は艦隊の艦装を要し、守備隊の屯營する都會は是に戒嚴令を布き防禦状態に置くことを要するものにして、這の陸軍、この艦隊、この衛戍地にはそれ／＼軍器彈藥糧食を支給しなければならぬ。これ故一時の猶豫も容さない即時多大の經費を、新税の徐々緩慢なる收入を待つ暇なかる可き、この焦眉の危険の切迫する瞬間に、支出しなければならぬ。この當面の緊急に際し、政府は詮方なく借入金起すの外復他に何等の倚る可き手段を有し得ない」と。

9) 小川郷太郎博士：スミスの公債論(經濟論叢第十八卷第一號)

10) Shirras; Science of Public Finance p. 791.

11) The Wealth of Nations, Book V. chiii., Cannan edit. Vol. ii. p. 394-395
(竹内謙二譯)

スミスが増税起債併用論者であつたか又は増税論者であつたかについては多分の疑問が存してゐるのであるが、最近の財政學者たるピグー Pigou シツラスの如きは明瞭に増税起債併用論を唱へてゐるのである。シツラスについては暫く措き、ピグーの學説を窺ふ事とする。

ピグーは經常費 regular recurrent expenditure を租税で支拂ふべきこと(前掲モルの第一法則及び第二法則)と公企業の固定資本に當るべき經費 expenditure on remunerative public works を公債に仰ぐべきこと(前掲モルの第四法則)とについては問題の餘地がないものとし、非収益的臨時費 non-remunerative occasional expenditures (前掲モルの第三法則)を租税で支拂ふべきか起債で調達すべきかを問題にしてゐる。¹²⁾ 非収益的臨時費の代表的ものは戰費であり、従つて戰費を租税に求めるか起債に求めるかが重要となつて来る。

ピグーによると、租税は現代に負擔を課し公債は將來に負擔を残すと云ふ學説は一部の眞理を有してゐるが大體に於て間違つてゐる。そして租税の方法をとるか公債の方法をとるかの問題は戰費を國民の間に如何に分配するかに外ならぬとし、此の意味に於て成るべく戰時中に租税を餘計に徴收する事を主張してゐる。たとへ公債を多くし租税を少くするとしても増加公債の利拂及び適當なる減債基金繰入金より増税額が少くなつてはならないと云ふのである。否、此の最少限より遙かに大なる増税額を望んでゐる。然しバスターブルの増税論に對しては平時は其の眞理を認めてゐるのであるが戰時には其の行はれ難い事を唱へてゐる。即ち、大戰爭が勃發した時に財界に打撃を與へる事少くして巨大なる收入を急激に得る爲めには起債の方が増税より優つてゐる。然し此種の考へは大戰爭が勃發した最初に於て云ひ得る事であつて、若し長期戦に入る虞がある時には速かに増税の途を講ず

12) A. C. Pigou; Public Finance. p. 231-249.

る必要がある。ピグーの戦費支辨論は起債と増税との併用を主張してゐる。戦費の中で經常的のものを増税に求めてゐる事は勿論であるが、増加公債の利子、減債基金繰入額をも増税に仰ぐべき最低限に算入してゐる。此の最低限を超へて成るべく租税額を増さんとするのである。

第五 起債増税選擇の標準

リカアドウの時代に比すれば、現代の金融市場は格段の發達を遂げ公債を消化する力が強くなつてゐる。リカアドウの時代に比すれば、現代の國家は公信認が厚く公債の償還利拂に對し責任を重んじてゐる。リカアドウ當時を考ふれば、現代の戦争は急速に大規模の生産力擴充を必要とし公債による經費の支辨が必要となつてゐる。これ現代國家に於て戦費を租税のみより仰ぐ事が出来ない所以である。

公債の消化は消化力と公信認を前提とする。消化力と公信認の充分ならざる所に公債を募集するとなると強制公債に訴へざるを得なくなる。任意公債の強化が思はしくなると強制公債が行はれる。公債は任意的のもの租税は強制的なものと言ふ立前で從來の財政機構が出来てゐたのであるが、強制公債が生ずると任意公債と租税との間に更に新たなる第三の範疇を生ずる事となり、三者の關係が極めて複雑となる。購買力を一時的に吸収する公債と購買力を最終的に吸収する租税との二つの範疇を前提として議論を進めて行きたい。

増税論であると問題は無いが、起債論又は起債増税併用論であると、任意公債の消化が問題となる。公債に任意的に應ずる爲めには利拂、償還に對する公信認を博する客觀的條件が何より大切である。戦債の處分方法とし

てビグーは第一、公債の取消 repudiation 第二、通貨膨脹 currency expansion 第三、巨額の資本課徴 a large special levy 第四、長期にわたる經常稅 service through annual taxes over a long period の四つの方法を擧げてゐる。¹³⁾ 第一の公債の取消は公債の民衆化の行はれてゐる近代國家では問題とならない。第二の通貨膨脹は貯蓄獎勵の行はれてゐる國では斷じて行ふべきでない。結局、第三の資本課徴か第四の經常稅かによる外はない。第三の資本課徴は一種の外科手術であつて之を避けたい。要するに、公債の公認を高める爲めには經常稅の増稅が財政の定石として残る。かくて起債論も或意味に於て増稅論となるのである。況んや遠からずして再び戰爭の起る虞のある場合には、増稅によつて公債を成る可く早く償還し將來の公債消化力を培養して置く必要がある。

増稅と起債とを併用するとして兩者の比率を如何に定むべきか、これには、第一、戰費の總額及び其の繼續期間、第二、金融市場の情況、第三、稅制の機構、第四、内外に於ける政治情勢が決定力を有するのである。¹⁴⁾ アダムス Adams は、公債にて支辨すべき額は、戰爭第一年に於て戰費の全部、戰爭第二年に於て戰費の大部分、戰爭第三年に於て戰費の小部分を占むべく、戰爭第四年に於ては一切公債を起してはならないと唱へてゐる。これ第一の繼續期間の問題である。獨逸が世界大戰に於て増稅に手間取つたのは帝國と支分國との關係が一元化してゐなかつた爲めである。これ第三の稅制の機構の問題であるが、我國には此種の障害を見受けない。

戰費支辨の奇手妙手は筆者の關知しない所である。過去百數十年にわたり學者の間には上述の起債増稅比較論が行はれ且つ上述の起債増稅選擇の標準が戰費支辨の定石となつてゐる。昭和十四年度豫算の編成を前にして奇手妙手の續出に期待するか定石を遵守するか、これ起債と増稅との組合はせを決定する根本問題である。

13) Pigou; Public Finance. p. 286.

14) Shirras; Science of Public Finance. p. 763.

15) Adams; Public debts. p. 141.